

# ○宇部工業高等専門学校専攻科インター ンシップの履修に関する規則

(平成15年11月11日)  
制 定

改正 平成16年 3月22日

(趣旨)

**第1条** この規則は、宇部工業高等専門学校（以下「本校」という。）の専攻科のインターンシップ（以下「インターンシップ」という。）の履修に関し、必要な事項を定める。

(履修の目的)

**第2条** インターンシップは、企業又は研究機関等での就業体験を通して、実践的課題を体得させることにより、実務問題の理解、対応能力を養うことを目的とする。

(インターンシップの授業形態)

**第3条** インターンシップの授業は、インターンシップを履修する機関（以下「インターンシップ機関」という。）における実習とする。

(実施責任者)

**第4条** インターンシップを円滑に実施するため、実施責任者を置き、専攻科長をもって充てる。

(実施担当者)

**第5条** 専攻科長の指示に基づき、専攻主任及び指導教員（以下「実施担当者」という。）は、次の業務を行う。

- (1) インターンシップの実施に向けての企画・立案
- (2) インターンシップ機関の開拓及び調査
- (3) インターンシップ機関との連絡調整
- (4) インターンシップの内容及びテーマ等に関する指導及び助言
- (5) インターンシップにおける安全管理・就業規則等の事前・事後指導
- (6) インターンシップ中に発生した事故又は異常事態の処置及び報告
- (7) インターンシップに関するアンケート調査

(8) その他インターンシップに関し必要な事項

(計画・実施)

**第6条** インターンシップは、実施担当者において計画し、専攻科委員会の議を経て実施するものとする。

(実地指導)

**第7条** 実施担当者は、必要に応じインターンシップを履修する学生に対し、インターンシップ機関において実地指導を行うものとする。

(インターンシップの履修方法)

**第8条** インターンシップの履修は、インターンシップ機関の定める諸規則及びインターンシップ機関におけるインターンシップの責任者（以下「インターンシップ責任者」という。）の指示に従って行わなければならない。

(インターンシップの期間及び時間)

**第9条** インターンシップ期間は、原則として3週間以上とする。ただし、インターンシップの実時間数は90時間以上とする。

2 1日におけるインターンシップの時間は、インターンシップ機関において定める時間又はインターンシップ責任者の指示する時間とする。

(インターンシップ履修願)

**第10条** インターンシップを履修しようとする学生は、インターンシップ履修願（所定様式）を専攻科長を経由して、校長に提出しなければならない。

2 校長は、インターンシップ履修願の提出された学生につき、その健康状態などについて調査した上、その履修を許可する。

(インターンシップの履修に関する誓約等)

**第11条** 前条第2項の規定によるインターンシップの履修を許可された学生（以下「インターンシップ学生」という。）は、誓約書（所定様式）を、校長を経てインターンシップ機関に提出しなければならない。

2 校長は、インターンシップ機関と本校の間において、インターンシップ実施に関する覚書（所定様式）を締結する。

3 前項の場合において、インターンシップ実施に関する覚書の様式については、インターンシップ機関と本校が協議の上、適宜の加筆修正等を行い締結することができる。

(損害保険の加入)

**第 12 条** インターンシップ学生は、インターンシップを開始するにあたり、あらかじめ損害保険に加入しなければならない。

(インターンシップ終了の報告等)

**第 13 条** インターンシップ学生は、インターンシップ終了後、速やかに、次に掲げる書類を専攻科長を経て校長に提出しなければならない。

(1) インターンシップ証明書 (所定様式)

(2) インターンシップ報告書 (所定様式) 又はインターンシップ機関の書式によりインターンシップ機関に提出した報告書の写

(3) インターンシップ日誌 (所定様式)

2 インターンシップ学生は、専攻科が行うインターンシップ報告会において、インターンシップの内容及び成果を発表しなければならない。

(成績評価及び単位の認定)

**第 14 条** インターンシップ学生の成績評価は、次によるものとする。ただし、第 9 条第 1 項に定めるインターンシップ期間を満了しない場合は、評価は行わない。

2 専攻科委員会は、前条に定める報告書等に基づき内容及び成果について審査を行い、インターンシップの成績を総合的に判断する。

3 校長は、専攻科委員会の議を経て成績が合格の場合は、インターンシップの単位を認定する。

(経費)

**第 15 条** インターンシップの履修に要する費用は、原則としてインターンシップ学生の負担とする。

(遵守事項)

**第 16 条** インターンシップ学生は、インターンシップの履修にあたっては本校の学生であることを十分に自覚し、行動しなければならない。

2 この規則に定めるもののほか、遵守事項に関し必要な事項は、インターンシップ機関の定めるところによる。

(事務)

**第 17 条** インターンシップに関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

**第 18 条** この規則に定めるもののほか、インターンシップの履修に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

**附 則**

この規則は、平成 15 年 11 月 11 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。